

研修費を申請する場合

請求上限額：代替人材 1 人につき原則 3 か月以内

研修する代替人材 3 名まで20万円以内/月、 4 人以上30万円以内/月

<助成条件>

代替人材の出勤日の勤務時間中に、代替人材に対し研修を実施していること。

<助成対象となる費用>

算定方法：1 時間2,400円×研修時間が助成対象となります。

必要書類：出勤簿

賃金台帳等の代替人材へ賃金の支払いを行ったことが分かるもの

研修記録簿（様式 2 ※）

※様式 2 の項目を網羅していれば別様式でもかまいません

<助成対象外となる場合>

- ・賃金の掛かり増しと重複して申請している場合（どちらか一方の申請になりますので選択していただきます）
- ・農作業以外の研修内容である場合
- ・勤務時間外の研修である場合